

6. その他の区域

6.1 モニタリング区域

立地適正化計画上の誘導区域としては位置づけのないものの、今後の人口動向の推移や、届出制度を通じて施設立地等を観察する中で、誘導方針を判断するための暫定的な区域「モニタリング区域」を設定します。

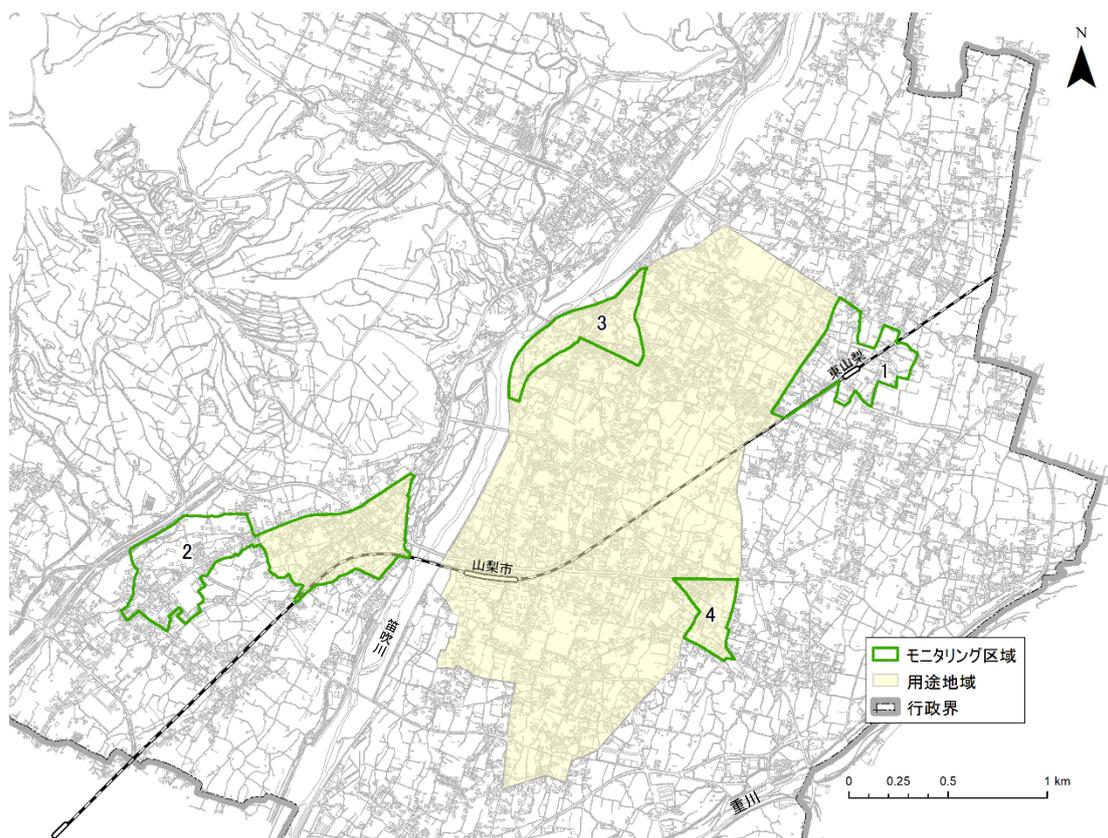


図 21 モニタリング区域

1 東山梨駅周辺	鉄道駅へのアクセス性が高い地域であり、複数の公営団地も立地していますが、用途地域の指定はありません。今後一定程度の人口集積や便利施設の立地の可能性があると考えられます。
2 山梨厚生病院周辺	山梨厚生病院や商業施設及び公共施設の集積を有し、万カランプにも近い地域ですが、用途地域の指定がない区域を含みます。人口集積や便利施設の立地の可能性があると考えられます。
3 亀甲橋東側	人口密度が比較的高いものの、既に住宅等が一定の密度で立地しており、短期的な市街地変化の見込みは低い地域です。しかし用途地域内であるため、開発の可能性は高いと考えられます。
4 市之蔵山梨線沿道	駅1km圏外であるが、用途地域内であり、計画的な市街地整備を予定している副次拠点に隣接しているため、ポテンシャルが見込めます。

■ モニタリング区域の検証

現計画の策定から5年が経過する中で、モニタリング区域の誘導方針の見直しが必要か検証を行いました。

その結果、人口は、モニタリング区域（4区域）全てで減少傾向となっています。また、届出制度による新たな誘導施設の整備においては、東山梨駅周辺で1件（子育て施設）、山梨厚生病院周辺で1件（商業施設）のみとなっています。

したがって、誘導区域への編入等の見直しは行わず、引き続きモニタリング区域として位置づけ、今後の動向を観察することとします。